

可能な限り、自宅での生活が続けられるようお手伝いします



24時間365日の安心をお届けします

社会福祉法人 王慈福社会

小規模多機能型居宅介護事業所

十王堂おうじ



お問い合わせ先

小規模多機能型居宅介護事業所 十王堂おうじ

【担当】 管理者：蓮岡（はすおか）

【電話】 086-477-8200 【FAX】086-489-0920

【住所】 〒711-0903 倉敷市児島田の口7丁目6番37号

1. 「小規模多機能型居宅介護」とは？

小規模多機能型居宅介護事業所十王堂おうじは、①通い、②泊まり、③訪問、④配食サービス、⑤日常生活相談等の5つの機能を、総合的に継続的に、24時間365日提供する事業所です。ご利用者の要介護度や心身状況と、ご家族の状況に応じて必要なサービスを調整し、その時々に応じて必要とされるサービスを提供します。同じ場所でなじみのお仲間と過ごし、またなじみのスタッフが支援させていただくことで、特に認知症高齢者にとってはロケーションダメージ（生活環境が変化することで心理的な不安や混乱が一挙に高まり、それまでになかった障害が生じる現象）を最小限にとどめることができます。

2. 「小規模多機能型居宅介護」のサービス内容は？

★24時間365日体制で、切れ目のない支援を行います。

★「通いサービス」「訪問サービス」「泊まりサービス」、その他必要なサービスをその日のご利用者、ご家族の状況に応じて柔軟に対応していきます。

★「通いサービス」はご利用者やご家族のご都合、ご希望に合わせ、6時～21時の間にご利用できます。ご家族が送迎していただければこの時間以外でもご利用できます。

★なじみの関係になったスタッフがお世話をさせていただいたり、自宅訪問したり、通院のお手伝いをしたり、総合的に日常生活を支援していきます。

★状況に応じて、通い・訪問・泊まりのサービスを柔軟に提供します。あらかじめ決められた時間やサービス内容にとらわれることはありません。

★月額定額制なので、介護保険利用限度額を超えることはありません。（ただし、訪問看護、福祉用具貸与等、他のサービスをご利用の場合は、利用状況によっては限度額を超えることもあります）

3. デイサービス・ショートステイ・ホームヘルプサービスとどこが違うの？

小規模多機能型居宅介護の「通い」

- ★一人ひとりに合わせて、時間も曜日もおオーダーメイド。
- ★必要なこと、必要な時間に利用できる。臨機応変に対応できます。
- ★入浴だけの利用、1日に複数回の利用など、必要な時だけの利用が可能。

デイサービス（通所介護）

- 事業所の営業日や利用時間に合わせる必要がある。
- あらかじめ決まっているプログラムに合わせて、みなさんと同じ一日の過ごし方になる。
- 一日の流れが一つのパッケージとなっている。

小規模多機能型居宅介護の「泊まり」

- ★本当に必要な時に、突然の泊りにも対応できます。
- ★通い慣れた場所での宿泊になるので、顔なじみの職員、ご利用者とともに泊まることになり、不安なく泊りができます。

ショートステイ（短期入所）

- 事前に利用したい日を予約して利用。
- 利用希望日に空きがない時は、キャンセル待ちをしたり、日程の変更をしたり、利用したことがない他のショートステイ事業所を探す必要がある。
- 本人や介護者の状況変化に対応しにくい。

小規模多機能型居宅介護の「訪問」

- ★回数も時間も内容も、一人ひとり異なります。既定の提供時間にとらわれず、見守り、安否確認、服薬確認等だけの短時間からの利用も可能。
- ★必要な時に、必要なサービスが受けられます。
- ★緊急時にも柔軟に対応できます。

ホームヘルプ（訪問介護）

- 既定のサービス提供時間、サービス内容に合わせた利用。短時間のサービスが受けにくい。
- あらかじめ決定したサービス計画書通りのサービス提供となるので、原則として臨機応変の対応ができない。

4. 利用料金は？

小規模多機能型居宅介護サービスの利用料金は、月額定額制になります。

介護保険自己負担分	
要支援 1	3,418円
要支援 2	6,908円
要介護 1	10,364円
要介護 2	15,232円
要介護 3	22,157円
要介護 4	24,454円
要介護 5	26,964円



食事代（介護保険外）	
朝食	300円
昼食	500円
夕食	500円
宿泊代（介護保険外）	
一泊	2,200円
その他（介護保険外）	
おやつ	100円
洗濯	100円

※表は1割負担の場合です。

※その他理美容代・教養娯楽費・おしめ代などが必要になる場合があります。

※利用状況、ご利用者の状況、事業所の体制により、下記加算があります。



各種加算（1ヶ月あたり・介護保険自己負担分）		
初期加算※1	30円	登録後、利用開始日より30日以内で算定
認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）※2	800／500円	認知症日常生活自立度、介護度によりいずれか算定
看護職員配置加算（Ⅱ）※3	700円	看護職員配置状況により算定
総合マネジメント体制強化加算	1,000円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	640円	職員配置、勤務状況により算定
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の10.2%相当分	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の1.5%相当分	介護職員処遇改善加算を除いた額に対して算定

5. 1ヶ月の利用料金の例

例えば・・・要支援 2 の方

- ◎ 通い：10回 ◎ 訪問：8回 ◎ 泊まり：4回
- 基本料金：9,547円(1ヶ月定額料金)+※1の加算
- 食事代：500円(昼食)×10回=5,000円
- 宿泊代：2,200円×4回=8,800円
- 宿泊時食事代：1,300円(3食)×4回=5,200円
- ※2・3の加算は算定されません。

合計：28,547円～

例えば・・・要介護 3 の方

- ◎ 通い：18回 ◎ 訪問：12回 ◎ 泊まり：12回
- 基本料金：27,363円(1ヶ月定額料金)+※1・2の加算
- 食事代：500円(昼食)×18回=9,000円
- 宿泊代：2,200円×12回=26,400円
- 宿泊時食事代：1,300円(3食)×12回=15,600円

合計：78,363円～

※一例です。ご利用回数、内容につきましては、ご本人・ご家族と相談の上決定いたします。

6. 小規模多機能型居宅介護サービスはこのような方におすすめです

- ★ 住み慣れた自宅、地域で、介護度が進んでも生活を続けていきたい。
- ★ 自宅での介護は続けていきたいが、介護の方法や認知症への対応に不安がある。
- ★ 介護者の急な都合でも対応をお願いしたい。
- ★ 施設の利用はしたいが、地域とのつながりは大切にしたい。
- ★ いろいろな介護サービスを組み合わせていて、介護保険の支給限度額を超えてしまう。
- ★ 急な退院、退所で家族の介護体制が整わなく、その体制が整うまでの一時的な利用を考えたい。
- ★ 病院からの退院後、すぐに自宅での生活に不安がある。
- ★ 集団での活動や、日課が決められていることが苦手。
- ★ デイサービスやショートステイの利用ごとに、職員や環境が変わることに不安がある。

7. 小規模多機能型居宅介護 Q&A

Q 利用対象者は？

A ★要支援1～要介護5の介護認定を受けられた方で、倉敷市に住民票がある方ならどなたでもご利用いただけます。

※ただし、「通い」サービスが中心となることと、地域密着型サービスであることから、原則として児島地区（郷内地区を除く）にお住まいの方を対象としています。

Q どれくらいの人数の方が利用されますか？

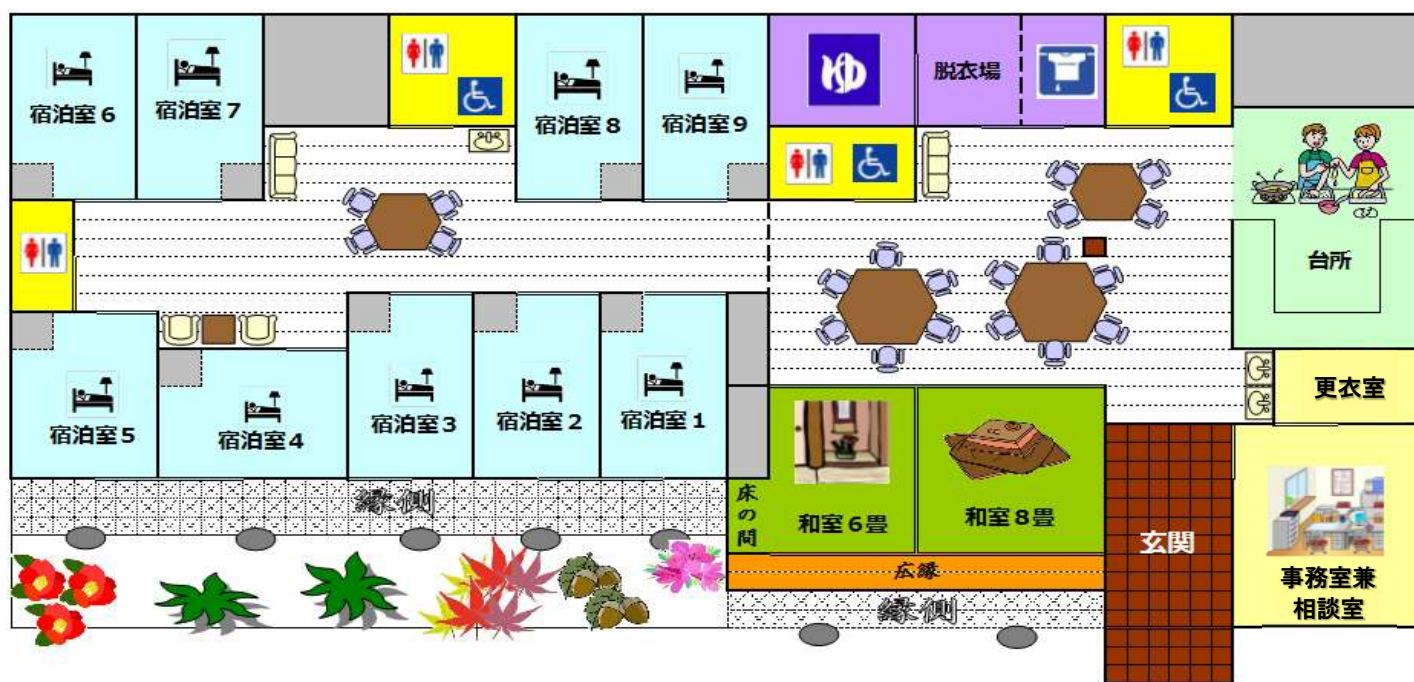
A ★当事業所の登録定員は19名までで、一日の「通い」の定員は15名程度、「泊まり」の定員は9名までを基本としています。

Q 「登録定員」とはなんですか？

A ★「小規模多機能型居宅介護サービス」の介護サービスを受けていただける方のことで、簡単にいえば、「会員制」ということになります。当事業所に登録していただいた「会員」の方に対して、当事業所のケアマネジャーが「通い」「泊まり」「訪問」等のサービスを組み合わせ、ご利用者様にサービスの提供を行っていきます。

Q 設備はどのようなものがありますか？

A ★リビングが2ヶ所（日中・夜間）、台所、畳部屋が2ヶ所、浴室（一般浴槽）、車椅子対応トイレが3ヶ所あります。宿泊室は全室個室で、ベッド、エアコン、クローゼットが装備されています。



Q 「通い」や「泊まり」サービスの利用期間に上限はありますか？

A ★上限はありません。ご利用者様の状態等によってはほぼ毎日利用という形態も考えられます。ただし、登録されている方が必要に応じて平等に利用できなければなりませんし、宿泊サービスは9名までですので、利用期間についてはご利用開始前にきちんとお話し合いをさせていただきたいと考えています。なお、緊急の場合は可能な限り、柔軟に対応していきます。

Q 小規模多機能型居宅介護に登録しても、他のデイサービスの利用はできますか？

A ★利用はできません。併用できるサービスは、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与になります。

Q 訪問サービスはどのようなものですか？

A ★小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは、日常生活の支援や緊急時の対応・声かけ等の見守り、安否確認等の補助的なものになります。訪問介護のように、家事援助サービスや身体介護サービスを常時提供するわけではありません。

Q 現在契約中のケアマネジャーに小規模多機能型居宅介護の計画作成をお願いできますか？

A ★小規模多機能型居宅介護サービスは、同じ事業所で「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを総合的かつ柔軟に提供するサービスであるため、計画作成は小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが担当させていただくことになります。ご利用にあたってはこれまでのケアプラン等を引き継ぎ、小規模多機能型居宅介護支援計画を新たに作成することになります。

Q 認知症でも利用できますか？

A ★ご利用いただけます。お気軽にご相談ください。

Q 心身状態が重度化した場合、他の施設へ移らなければなりませんか？

A ★基本的には重度化されても対応します。ただし、医療依存度が著しく高い場合、他のご利用者様に危害を加えるなどの行為が頻繁になってくるとご利用は難しくなります。また事業所の設備上対応が難しいと判断される場合も含みます。
しかし将来的なこともあらかじめ検討しながらご利用していただきたいと思いますので、ご利用されながらその点もご相談、ご支援させていただきます。

Q 医療体制はどのようになっていますか？

A ★非常勤看護師の配置のため、常時の医療提供はできません。日常的に行えるものとしては、体温測定、血圧測定（自動血圧測定器）、パルスオキシメーター装着（健康管理の一環）、軽微な傷の処置、あらかじめ分けられた薬の服薬介助・軟膏塗布・湿布貼付・点眼、爪切り、歯磨き、耳垢除去、ストマ装具のパウチ内の排泄物除去です。医療依存度の高いご利用者様については、当事業所の体制もありますのでご相談ください。

※常時の医療行為とは、胃ろう、ストーマ（人工肛門）、経管栄養、バルーンカテーテル、在宅酸素、インスリン注射などです。

★ご利用者様のかかりつけ医や、提携している協力医療機関と連携しながら、緊急時の対応をさせていただきます。

Q 通院介助や外出介助は受けられますか？

A ★定期的な受診については、ご利用者様の状態を把握していただくことと、ご家族等でなければ治療の方針等を決められないことから、原則ご家族にお願いしています。ただし、ご家族の状況等によっては検討いたしますのでご相談ください。なおサービス利用中に状態に変化がある場合の受診については、事業所側で対応することもあります。

★外出介助は通いサービス、訪問サービス提供時に必要に応じて行います。

Q 生活保護の方でも利用可能ですか？

A ★可能です。ご相談ください。

Q 登録したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A ★登録については、小規模多機能型居宅介護事業所十王堂おうじの担当者までご連絡ください。
★当事業所の担当ケアマネジャーが自宅等を訪問させていただき、ご本人、ご家族にサービス等の内容をご説明し、納得していただいた上で、登録のご契約をさせていただきます。その後、利用計画についてお話し合いをしていきます。

その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。